

第10号議

「レクリエーションの森」の整備・管理及び活動に関する協定の締結及び更新の件

「レクリエーションの森」の整備・管理及び活動に関する協定の締結及び更新について

別紙「レクリエーションの森」の整備・管理及び活動に関する協定書」のとおり，京都市の立会の下，近畿中国森林管理局と本協議会が協定を締結することの承認を求める。

また，制度上，本協定の有効期限が平成20年3月31日までの効力となることから，本協定の有効期限を延長する必要があるため，協定第15第2項の規定に基づき，協定更新の申し出をすることの承認を求める。

「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関する協定書

近畿中国森林管理局長（以下「甲」という。）及び京都伝統文化の森推進協議会会長（以下「乙」という。）は、「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関し、京都市長（以下「丙」という。）を立会人として、次のとおり協定を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者が連携・協力して適切な連絡調整を図りながら、本協定に基づく「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に関する活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（対象とする「レクリエーションの森」の名称、位置及び面積）

乙が活動を実施するレクリエーションの森の名称、位置及び面積は次のとおりとする。

名 称	東山風景林
位 置	京都市東山区粟田口高台寺山町 高台寺山外5 国有林
面 積	190.10ha

第3（全体活動計画の提出）

- 1 乙は、活動の実施に当たって、あらかじめ協定期間に係る全体活動計画を作成し、甲と調整するものとする。また協定期間中に全体活動計画を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲に連絡し、調整するものとする。
- 2 乙は、全体活動計画を作成し又は変更したときは、「レクリエーションの森」における掲示か、その他適切な方法により公表するとともに、甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙が全体活動計画を作成又は変更する場合に必要な助言及び指導を行うものとする。

第4（整備・管理及び活用の実施等）

- 1 乙は、次の事項により、活動を行うものとする。
 - (1) 毎年度の活動の実施に当たっては、あらかじめ年間活動計画を作成し、甲と調整を行うこと。また、年度途中で年間活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲に連絡し、調整を行うこと。
 - (2) 上記(1)に示された活動のうち、伐採、植栽等を伴う森林の景観対策

等については、個別事業の実施に当たり、事業の実施箇所やその方法等について記載した文書を甲に提出して、あらかじめ、甲の承認を受けること。また、個別事業が終了した際には、甲に完了報告を提出して、甲の確認を受けること。

(3) 毎年度の活動計画及び実績並びに収支予算及び決算について、「レクリエーションの森」における掲示か、その他適切な方法により公表するとともに、甲に報告すること。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう、必要な助言及び指導を行うものとする。

第5（入林の際の連絡）

1 乙は、調査又は森林の景観対策等の実施を目的として、「レクリエーションの森」に入林する場合は、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面等（電子メール、FAXを含む）により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

2 乙は、1の活動が終了後、すみやかに実施結果を甲に報告するものとする。

第6（安全確保等の措置）

1 乙は、乙の活動に参加する者の事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。

(2) 万一、活動に伴い事故が発生し、参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ参加者に対し明示するとともに、参加者を傷害保険等に加入させるよう努めること。

2 甲及び乙は、相互に連携して「レクリエーションの森」の利用者の安全対策に努めるものとする。

第7（経費の負担）

乙が実施する活動に要する経費は、乙が負担するものとする。

第8（施設の設置等）

乙は、乙が活動の実施に当たって必要となる簡易な施設（別表に定めるものに限る。）を、あらかじめ甲と連絡・調整した上で、当該「レクリエーションの森」

内に設置することができるものとする。

第9（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、「レクリエーションの森」における立木竹等についての所有権及び植栽、保育等の作業により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第10（法令等の遵守）

乙は、活動の実施に当たって、当該「レクリエーションの森」に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第11（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第12（国有林野事業の優先）

甲は、甲の事業実施に当たって、山地災害が発生したか又は発生するおそれがある場合や法令遵守の観点から必要があると認められる場合には、第4の規定にかかわらず、乙の活動を制限することができるものとする。

第13（他協定の締結）

甲は、本協定のほかに、「レクリエーションの森」の一部を対象として、乙以外の者と『レクリエーションの森』の整備・管理及び活用に関する協定』以外の協定を締結することができるものとする。他協定の締結に当たって、甲は、乙に対して、必要に応じ報告を行うものとする。

第14（協定の破棄）

甲は、次に掲げる事項に該当する場合には、この協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、事前に乙と連絡、調整を図るものとする。

- (1) 「レクリエーションの森」に係る法令等に違反する行為があった場合
- (2) 協定に基づいた「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用の実施の見込みがない場合又は適切かつ円滑な実施に著しい支障が生じたと認められる場合
- (3) 「レクリエーションの森」を廃止する場合
- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (5) 乙が協定の破棄を申し出た場合

第15 (協定の有効期限)

- 1 この協定は、乙の設立總會の日から平成20年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第16 (その他必要な事項)

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定を3通作成し、三者記名押印の上、各々1通を保有する。

平成19年12月26日

協定者 (甲) 近畿中国森林管理局長 印

(乙) 京都传统文化の森推進協議会 会長
住所 京都市中京区寺町通御池上ル
上本能寺前町488

氏名 印

立会人 (丙) 京都市長 榎本 頼 兼 印

別表

簡易な施設の範囲

施設の種類	施設の内容
簡易な建物	組立式仮設建物
簡易な工作物	あずまや、展望所
その他の 小規模施設	標識類、基礎を打たない柵類、ベンチ、テーブルの小型園地 施設、鳥類保護施設（バードバス、給餌台）

(注) 簡易な工作物とは、コンクリートを用いる等の堅固な基礎を要しない程度のものであるとする。